

熊本市公報 (臨時)

第1441号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目次 公 告

| | |
|--|----|
| ○空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく公告【中央区水前寺4丁目】 (公告第840号) | 41 |
| ○空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく公告【西区二本木4丁目】 (公告第841号) | 42 |

公 告公告第 840 号
令和2年12月11日

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項の特定空家等であると認められる建築物(以下「本件建築物」という。)について、その所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)を確知することができないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 本件建築物の所在等
所在 熊本市中央区水前寺4丁目531番
用途 住宅
- 2 所有者が行うべき措置
 - (1) 本件建築物を除却すること
 - (2) 本件建築物の内部又はその敷地に残地されている動産等(以下「動産等」という。)を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること
 - (3) 本件建築物等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること
- 3 措置の期限
令和3年(2021年)年2月1日
- 4 略式代執行
期限までに措置が行われない場合は、熊本市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、所有者等の負担において、本件建築物を除却する。
- 5 本件建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等の取扱い
市長等が本件建築物を除却する際、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等は、当該動産等に相当の価値があると市長等が認めるものを除き、撤去・処分する。
動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置の期限までに当該動産等を搬出し、又はその物を指定して動産等を保管し、若しくは引き渡すよう以下の問い合わせ先へ通知すること。
- 6 問い合わせ先
〒860-8601
熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局住宅部空家対策課
電話(直通) 096-328-2514

公告第 841 号

令和2年12月11日

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項の特定空家等であると認められる建築物(以下「本件建築物」という。)について、その所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)を確認することができないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 本件建築物の所在等

所在 熊本市西区二本木4丁目424番102

用途 住宅

2 所有者が行うべき措置

(1) 本件建築物を除却すること

(2) 本件建築物の敷地内の立木等を除却すること

(3) 本件建築物の内部又はその敷地に残地されている動産等(以下「動産等」という。)を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること

(4) 本件建築物等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること

3 措置の期限

令和3年(2021年)年2月1日

4 略式代執行

期限までに措置が行われない場合は、熊本市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、所有者等の負担において、本件建築物を除却する。

5 本件建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等の取扱い

市長等が本件建築物を除却する際、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等は、当該動産等に相当の価値があると市長等が認めるものを除き、撤去・処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置の期限までに当該動産等を搬出し、又はその物を指定して動産等を保管し、若しくは引き渡すよう以下の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部空家対策課

電話(直通) 096-328-2514